

社会福祉法人苫前町社会福祉協議会定款施行細則

制 定 平成26年1月1日
最終改正 令和3年3月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人苫前町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第7条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別に定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第3条 議題又は議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎会計年度開始前に開催しなければならない。

(招集の手続)

第5条 会長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めて招集しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 会長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 次に掲げる場合には、前項の招集を請求した評議員は、北海道知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集する場合は、会長は、評議員会の日から1週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、会長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(評議員提案権)

第8条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日々の4週間前までにしなければならない。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 評議員は、理事に対し、評議員会の日々の4週間前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を第6条の規定による招集の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

4 前2項の規定は、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合には、適用しない。

(議決権の行使)

第9条 評議員会における議決権は、書面若しくは電磁的方法により、又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第10条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第11条 理事は、法令及び定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第12条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を本会に対して通知した場合

イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第13条 評議員会の議事録は、書面をもって作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会が開催された日時及び場所

(2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の

氏名

- (4) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき。
 - イ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき。
 - ウ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録その他の資料について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項がある と認めて、評議員会に報告したとき。
 - エ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき。

(5) 評議員会に出席した評議員、理事及び監事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第194条第1項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項

ア 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

イ 前号の事項の提案をした者の氏名

ウ 評議員会の決議があったものとみなされた日

エ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般法人法第195条の規定により評議員会への報告があったものとみなされた場合 次に掲げる事項

ア 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

イ 評議員会への報告があったものとみなされた日

ウ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 理事会

（監事の出席）

第14条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（理事会の開催）

第15条 理事会は、毎会計年度に5月、8月、11月及び2月の年4回開催する。

2 前項に定めるもののほか、理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会長に対し、会議の目的である事項を示して、招集の請求があったとき。

(3) 社会福祉法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条第2項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき。

(4) 第2号又は前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、当該請求をした理事又は監事が請求したとき。

（招集者）

第16条 前条第2項第4号の場合において、理事会は、当該理事会の招集の請求をした理事

又は監事が招集する。

(招集の手続等)

第17条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を定め、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 前項の規定により理事会を開催する場合には、理事及び監事の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(理事による利益相反取引等の制限)

第18条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。

(3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項各号の取引をしようとする場合は、次に掲げる事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方、金額、時期及び場所

(4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

3 前項の規定により理事会に明示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第19条 前条第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(議決権の行使)

第20条 理事会における議決権は、書面若しくは電磁的方法により、又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第21条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、会長による自己の職務の執行の状況の報告については、適用しない。

(議事録)

第23条 理事会の議事録は、書面をもって作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 理事会が開催された日時及び場所

(2) 理事会が第15条第2項第2号から第4号までのいずれかのものに該当するときは、そ

の旨

- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (5) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ウ 理事会で述べられた監事の意見
 - エ 補償契約（一般法人法第118条の2第1項に規定する補償契約をいう。）に基づく補償についての報告
 - (6) 会長以外の理事であって、出席したものの氏名
 - (7) 議長の氏名
- 2 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般法人法第96条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - ア 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - イ 前号の事項の提案をした理事の氏名
 - ウ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (2) 社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般法人法第98条第1項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
 - ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - イ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 会長の執行権限

（会長の専決事項）

第24条 定款第28条に定める会長の専決事項は、別表に記載のとおりとする。

第6章 監事

（監事の選任議案）

第25条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

（調査及び差止め請求）

第26条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（理事会への報告）

第27条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めると

き、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第7章 その他

(秘密の保持)

第28条 本会の評議員選任・解任委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改廃)

第29条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第24条関係）

1 法人一般・人事に関する事項

- (1) 理事会及び評議員会の招集に関すること（法令に定める招集者が行う招集を除く。）
- (2) 理事会及び評議員会の議案の提出に関すること（法令に定める議案権者が議案を提出する場合を除く。）
- (3) 規程等の制定及び改廃に関すること（法令及び定款で理事会又は評議員会が決議すると定めた場合を除く。）
- (4) 予算編成及び決算調整に関すること
- (5) 予算の流用並びに予備費の計上及び使用
- (6) 短期の資金の借入及び返済に係る契約であって借入限度額の範囲内のもの（500万円を超える借入の場合を除く。）
- (7) 寄付の募集事務及び受入に関すること（寄付金の募集を除く。また、受入については、本会の運営に重大な影響があるものを除く。）
- (8) 債権の免除及び効力の変更に関すること（本会の運営に重大な影響があるものを除く。）
- (9) 法人の組織及び権限に関すること（本会の運営に重大な影響があるものを除く。）
- (10) 苦情対応及び第三者委員の選任に関すること
- (11) 広報に関すること
- (12) 自動車の運行管理に関すること
- (13) 職員の採用及び人事配置に関すること（施設の管理者等の重要な役職を除く。）
- (14) 職員の休暇、欠勤及び職務免除等に関すること
- (15) 時間外勤務命令及び旅行命令に関すること
- (16) 職員の昇給及び昇格基準の決定に関すること
- (17) 職員の昇給者及び昇格者の決定に関すること
- (18) 休職、復職、退職並びに育児及び介護休業等に関すること
- (19) 職員の表彰、制裁及び解雇に関すること

- (20) 職員の人事記録及び身分証明書に関する事
- (21) 職員の諸手当に関する事
- (22) 職員の日常の労務管理及び福利厚生に関する事
- (23) 職員の研修に関する事
- (24) サービス利用者の決定及び利用契約の締結
- (25) サービス利用者の日常の処遇に関する事

2 収入に関する事項

- (1) 介護報酬、自立支援給付費及びサービス利用料等の収入に関する事
- (2) 過誤納金の充当又は還付に関する事
- (3) 受贈の承認及び寄付に関する事（本会の運営に重大な影響があるものを除く。）
- (4) その他債権に関する事（本会の運営に重大な影響があるものを除く。）

3 支出に関する事項

- (1) 固定資産の取得及び処分等に関する事（本会の運営に重大な影響があるものを除く。）
- (2) 売買、賃貸借、請負その他の契約を締結すること（500万円以下のものに限る。）
- (3) 報酬、給与、旅費及び賃金等の定期的支出に関する事
- (4) 日常的に消費する物品及び消耗品等の日々の購入
- (5) 緊急を要する物品の購入（災害、故障又は保守管理に関するものに限る。）
- (6) その他予算の執行に関する事